

研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の
中長期目標の策定及び評価に関する指針

平成26年7月17日

総合科学技術・イノベーション会議

目 次

はじめに	1
1. 国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する 指針のポイント	3
2. 国立研究開発法人の中長期目標の策定について	6
3. 国立研究開発法人の評価について	12
4. 本指針の実効性ある運用の確保に向けて	20
【参考1】 「研究開発成果の最大化」について	21
【参考2】 「研究開発の多様性」について	22
【参考3】 研究開発活動の「アウトプット・アウトカム」 について	23
【参考4】 国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価 に関する指針のポイントについて	25
【参考5】 国立研究開発法人一覧（平成27年4月予定）	35
《別添1》 国立研究開発法人の中長期目標（例）	36
《別添2》 国立研究開発法人の評価軸（評価の視点）（例）	39
《別添3》 国立研究開発法人の評価書様式（ひな形）（例）	44

はじめに

平成13年4月に独立行政法人制度の運用が本格的に開始されてから十数年が経過し、その間、多様な業務が行われている独立行政法人に対して、多くのルールが全法人一律に適用されてきた。主要業務として研究開発に係る事務及び事業を行う法人（国立研究開発法人）に対しても、必ずしも研究開発の特性等について十分な配慮がなされてこなかったことから、

- 外形的標準を重視した達成目標の設定、達成度評価が行われ、研究開発成果に対する専門的な評価、将来性を見通した評価等が適切に実施されないこと
- 急激な国際的な研究開発動向の変化、予測もしなかった研究開発成果の発現等に対応して、目標、評価基準等を迅速かつ柔軟に見直すことが想定されていないこと
- 研究開発に係る事務及び事業に関する事項及び業務運営に関する事項について、必ずしも全体の整合性が図られないまま詳細な項目にわたり目標等を定め評価することによる法人の長の業務運営に対するマイクロマネジメントが生じ、法人の長の業務運営の裁量が大きく制約されていること
- 研究開発評価システムと独立行政法人評価システムとの関係が適切に整理されないまま運用が行われ、研究開発の現場に多くの評価関係書類の作成等の膨大なコスト・負担が発生していること

等の様々な課題が生じていた。

今般の独立行政法人制度の改正においては、一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とすることが必要であることから、独立行政法人を「中期目標管理法」、「国立研究開発法人」、「行政執行法人」の三つに分類し、独立行政法人制度全体としても、政策実施機能の最大化を図ることにより一層の重点が置かれることとなった。「国立研究開発法人」については「研究開発成果の最大化」を第一目的とするとともに、目標の策定及び評価については、総合科学技術・イノベーション会議が研究開発の特性を踏まえて研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成することとされた。また、総務省に独立行政法人評価制度委員会が設置され、独立行政法人の三つの分類にかかわらず、共通の取扱いとして、主務大臣による目標案、中長期目標期間の評価結果、中長期目標期間終了時の見直し内容を点検し、中長期目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務・事業の改廃について、主務大臣に勧告等ができることとされている。

国立研究開発法人がその能力を最大限に発揮し、第一目的である「研究開発成果の最大化」を実現していくためには、その目標の策定及び評価の在り方が極めて重要である。国立研究開発法人に対する目標の策定及び評

価は、研究開発の特性に十分な配慮が必要であるとともに、研究開発に係る国内外の事情、個別の各国立研究開発法人の使命や業務の特性、期待されている役割、研究開発の現場に与える効果・影響等についても十分に考慮に入れ、柔軟に最適なものとしていくことが喫緊の重要課題である。

我が国における研究開発に関するスペシャリスト、プロフェッショナル集団として、大学、民間事業者の研究開発をサポート、リードするとともに、互いに切磋琢磨しながら連携・協力していくことが期待されている国立研究開発法人が、自らイニシアティブを発揮し国内外にそのポテンシャルを如何なく発揮する存在となるかどうかは、まさに国立研究開発法人に対する目標の策定及び評価の在り方をどのようなものとするかにかかっているといても過言ではない。

総合科学技術・イノベーション会議では、研究開発の特性、国立研究開発法人を取り巻く国内外の諸事情等を踏まえ、独立行政法人制度における国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針を作成した。国立研究開発法人においても、研究開発以外の業務が行われている場合があるほか、資産、人件費、調達、財務、コンプライアンス等のような業務全体に係る横断的なマネジメントが行われているが、国立研究開発法人が法人全体として第一目的である「研究開発成果の最大化」を実現していくためには、単に国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業だけを切り出してその部分最適化を図れば解決されるというわけではなく、国立研究開発法人の業務運営全体を見据えて目標の策定及び評価の在り方を考える必要があるとの認識の下、本指針に係る検討を行った。

本指針が、総務大臣が定める独立行政法人の目標の策定及び評価に関する指針に適切かつ十分に反映されることにより、国立研究開発法人における研究開発の更なる活性化、そして、「研究開発成果の最大化」に繋がることを期待するものである。総合科学技術・イノベーション会議としても、本指針の運用状況等を踏まえ、本指針の更なる充実、見直し等を今後とも適切に図っていく。なお、本指針は、基本的には国立研究開発法人を対象として想定しているものであるが、中期目標管理法人や行政執行法人の研究開発の事務及び事業に関する事項に係る目標の策定及び評価についても、その運用に当たり、準用等を行うことが可能である。

平成26年7月17日
総合科学技術・イノベーション会議

1. 国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポイント

国立研究開発法人が第一目的である「研究開発成果の最大化」を実現していくための、国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポイントは、以下のとおり。

【全体事項】

- ① 国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」を第一目的とする法人であることから、国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価の第一目的は「研究開発成果の最大化」とする。
- ② 国立研究開発法人は研究開発に係る事務及び事業を主要な業務とする法人であることから、「研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）」、「研究開発の多様性」等を踏まえて適切な中長期目標の策定及び評価を行う。
- ③ 国立研究開発法人は科学技術イノベーション政策等の国の諸政策を踏まえて研究開発に係る事務及び事業を行う法人であることから、中長期目標の策定及び評価は、国の諸政策と整合性が確保されたものとする。
- ④ 国立研究開発法人が行う研究開発については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等を踏まえた「研究開発評価」が行われていることから、中長期目標の策定及び評価は、国の研究開発評価システムとも整合性が確保されたものとする。

【中長期目標の策定】

- ⑤ 主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性、評価結果等を踏まえ、達成すべき目標、課題の解決などのアウトカム創出への貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦する目標等の適切な大目標を策定する。
- ⑥ 主務大臣は、中長期目標の策定に際しては、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取し、活用する。

- ⑦ 国立研究開発法人の長は、主務大臣が提示する中長期目標に対して、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示する。
- ⑧ 研究開発に関する審議会は、中長期目標・中長期計画の策定に際して主務大臣に適切な助言を行うとともに、評価に際しての評価軸（評価の視点）についても主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。
- ⑨ 主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な意思疎通の下にしっかりと練り上げた中長期目標・中長期計画を策定する。
- ⑩ 主務大臣は、このような中長期目標・中長期計画の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす。
- ⑪ 中長期目標・中長期計画は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

【評価】

- ⑫ 国立研究開発法人の評価は、「研究開発課題（事業）」については研究開発評価が行われていることを踏まえ、評価の重点を「法人としての研究開発成果の最大化に関する評価」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関する評価」とする。（なお、「法人」として評価するに際しては、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要。）
- ⑬ 主務大臣は、目標に準じた大枠単位で、目標策定時に設定した評価軸（評価の視点）を基本として、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価する。
- ⑭ 主務大臣は、長のマネジメントについて適切に確認・評価する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難しく、その原因として長のマネジメ

ントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

- ⑮ 主務大臣は、国立研究開発法人ごとにあるいは一法人の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、目標の達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法等、最も相応しい評価手法を適切に選択する。
- ⑯ 主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。
- ⑰ 主務大臣は、国立研究開発法人とともに当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す（フィードフォワード）評価を行う。
- ⑱ 評価結果は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた国立研究開発法人の業務運営の改善等のために適切に活用する。

【指針の実効性ある運用の確保】

- ⑲ 総合科学技術・イノベーション会議は、本指針の策定主体として、指針の運用状況等を把握し、関係機関等に対して適切に情報共有、助言等を行うことを通じて、本指針の実効性ある運用の確保に努める。

2. 国立研究開発法人の中長期目標の策定について

国立研究開発法人の中長期目標の策定については、以下のことを踏まえ、適切な運用を図るものとする。

(1) 中長期目標の策定の目的

国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」を第一目的とする法人であることから、中長期目標の策定の第一目的は「研究開発成果の最大化」とする。その上で、

○国立研究開発法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保するため

○主務大臣による次なる中長期目標の策定、長の任命等の判断を適切に行うため

○主務大臣及び国立研究開発法人が国民に対してわかりやすく説明責任を果たすため

等についても中長期目標の策定の重要な目的であることに十分に留意する。

(2) 中長期目標及び中長期計画の策定等に係る基本プロセス

① 主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取し、活用するとともに、評価軸（評価の視点）を適切に設定する。

② 国立研究開発法人の長は、主務大臣が提示する中長期目標に対して、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示する。

③ 研究開発に関する審議会は、中長期目標・中長期計画の策定に際して主務大臣に適切な助言を行うとともに、評価に際しての評価軸（評価の視点）についても主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

④ 主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な意思疎通の下にしっかりと練り上げた中長期目標・中長期計画を策定する。

⑤ 主務大臣は、このような中長期目標・中長期計画の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量

を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす。

- ⑥ 中長期目標・中長期計画は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

(3) 中長期目標全体の整合性

「研究開発成果の最大化」の第一目的を踏まえ、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として設定した目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する事項」として設定した目標とが互いに矛盾することのないよう、中長期目標全体としての整合性がとれたものとなるよう十分留意する。

(4) 前文

中長期目標の期間における法人の役割（ミッション）等を明確に記載する。

(5) 中長期目標の期間

中長期目標が適用される期間を記載する。

(6) 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の使命、業務、国民・社会から期待されている役割、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性、評価結果等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、達成すべきことを前提とした目標、課題の解決などのアウトカム創出への貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、研究開発成果の最大化に向けて適切な大目標を策定する。（目標の具体例は「《別添1》国立研究開発法人の中長期目標（例）」参照）

なお、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することであり、これは、個々の研究開発課題（事業）等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるというよりもむしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮す

ることにより、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していくこと等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術理解増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。これらのことにも留意し、適切なまとまりの目標とすることが重要である。

② 目標の達成時期

開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化することに努める一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながるということが一般的であることを踏まえ、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。

③ 評価軸の設定

主務大臣は、中長期目標・中長期計画の策定時に、各国立研究開発法人の使命、個別目標等に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて適切な評価軸（評価の視点）を設定する。（評価軸の具体例は「《別添2》国立研究開発法人の評価軸（評価の視点）（例）」参照。）

その際、各目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げてそれらを全て評価軸として設定するのではなく、むしろ、それぞれの研究開発段階、研究開発方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することなどにも留意することが重要である。

また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

④ その他の留意事項

(a) 国立研究開発法人の目標は、国民にとってもわかりやすく、できる限り具体的で明確なものとするに努める。他方、主務大臣は、具体性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求しすぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意して、適切な目標を策定する。

(b) 論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等は、研究開発に係る事務及び事業に関する客観的・定量的な目標や測定可能な評価指標となり得るものであるが、国立研究開発法人として安易にこれらの数値を上げること自体が目的化することは必ずしも適当ではない。また、これらの定量的な目標や測定可能な評価指標を設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長することへの影響等についても十分に留意する必要がある。

そのため、主務大臣は、中長期目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う定量的な目標・指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

なお、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡しに係る評価指標・モニタリング指標としては、民間企業等からの資金獲得や人材の流動化の状況、提供されたサービスの質など、その役割に照らして実効的なものを設定することが適切である。

(c) 国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため相対的な重要度、優先度、難易度を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、適時・適切な形で行う。

(7) 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に関する事項には、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて適切に目標を設定する。ただし、業務運営の効率化が、研究開発の質、スピード等へ影響を与える可能性があるため、効率化の具体的な手法や仕上がりに関する目標を設定する場合

には、当該目標を、「研究開発成果の最大化」と整合したものとする必要がある。また、中長期目標の期間中に業務の改廃や増減があった場合には、本事項に適切に反映する。

(8) 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項には、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権や運営費交付金残高等の解消等について適切に目標を設定する。その際、財務内容の改善に関する運用が、研究開発の質、スピード等へ影響を与える可能性があるため、財務内容の改善の具体的な手法や仕上がりに関する目標を設定する場合には、国立研究開発法人が「研究開発成果の最大化」を目指しつつ財務内容を改善していくための現場の創意工夫等を発揮することができるよう、十分に配慮する。

(9) その他業務運営に関する事項

その他業務運営に関する重要事項には、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営や信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、内部統制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産管理、安全管理、環境保全・災害対策、危機管理、関連法人との関係等について、その特性に応じた目標を設定する。その際、業務運営に係る手法や仕上がりに関する目標を設定する場合には、国立研究開発法人が「研究開発成果の最大化」を目指しつつ適切な業務運営を行うための現場の創意工夫等を発揮することができるよう、十分に配慮する。

また、研究不正対応は、国立研究開発法人においても研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化することなどについて、適切な形で目標を設定する。

(10) 中長期計画、年度計画との関係

主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図り、主務大臣が提示する各中長期目標の各項目について具体的な内容を盛り込んだ中長期計画及び年度計画を作成する。国立研究開発法人が中長期目標を実現するために中長期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、国立研究開発法人の自主性・自律性を尊重し、中長期目標がこれを拘束することのないように留意する。

(11) 研究開発に関する審議会

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み国立研究開発法人のカテゴリーだけに制度的にも明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行うとともに、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸（評価の視点）についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

(12) 独立行政法人評価制度委員会

総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、独立行政法人制度に係る横断的な見地から、国立研究開発法人の業務が適正、効果的かつ効率的に行われるために適切な目標となっているかを点検する。その際、研究開発の特性等をはじめとする国立研究開発法人の事務及び事業の特性、国立研究開発法人の業務運営に係る自主性、総合科学技術・イノベーション会議が作成する国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針の考え方・基本的枠組み等に十分配慮する。

3. 国立研究開発法人の評価について

国立研究開発法人の評価については、以下のことを踏まえ、適切な運用を図るものとする。

(1) 国立研究開発法人の評価の第一目的

国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」を第一目的とする法人であることから、国立研究開発法人の評価の第一目的は「研究開発成果の最大化」とする。その上で、

○国立研究開発法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保するため

○主務大臣による次なる中長期目標の策定、長の任命等の判断を適切に行うため

○主務大臣及び国立研究開発法人が国民に対してわかりやすく説明責任を果たすため

等についても評価の重要な目的であることに十分に留意する。

(2) 法人評価の重点

国立研究開発法人で実施されている「研究開発課題（事業）」については、各国立研究開発法人においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価が行われている。このことを踏まえ、国立研究開発法人の評価においては、「研究開発課題（事業）」の単位で重ねて評価するのではなく、評価の重点を「法人としての研究開発成果の最大化に関する評価」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関する評価」とする。（なお、「法人」として評価するに際しては、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要。）

(3) 研究開発成果の最大化に関する評価

① 評価の基本的枠組み

国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」は、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することであり、個々の研究開発課題（事業）等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるのではなく、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していく

こと等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

そのため、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」の第一目的のためには、小さな課題・事業単位毎に個別に設定した客観的・定量的な目標や基準によって外形的に評価したものを積み上げていくような評価とするのではなく、目標に準じた大枠単位で、当該国立研究開発法人の使命、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価していくことが重要である。

また、主務大臣は、国立研究開発法人とともに当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す(フィードフォワード)評価を行う。

なお、国立研究開発法人も公費を基盤として活動する主体であることを踏まえ、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から適切に評価を行い、国民への説明責任を果たしていくことが重要である。

② 長のマネジメントの評価

主務大臣は、長のマネジメントについて適切に確認・評価する。その際、長のマネジメントの研究開発面・経営面双方についてのサポート体制についても確認する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

③ 評価の手法

主務大臣は、国立研究開発法人ごとにあるいは一法人の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、目標の達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法、橋渡し研究について受託研究等企業から

の資金受入れを含めて評価する手法、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成・活用を評価する手法等、最も相応しい評価手法を適切に選択する。

④ 評価軸（評価の視点）

主務大臣は、中長期目標・中長期計画の策定時に、各国立研究開発法人の使命、個別目標等に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて設定した評価軸（評価の視点）を基本として評価を行う。（評価軸の具体例は「《別添2》国立研究開発法人の評価軸（評価の視点）（例）」参照。）ただし、国立研究開発法人における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく動的なシステムの中で捉えていく必要があるため、評価軸についても諸事情の変化等を踏まえ適切かつ柔軟に見直す。

また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとするに留意する。

⑤ 評価の基準・指標

主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

⑥ 競争的研究資金等の外部資金による事業等の評価に係る留意点

競争的研究資金制度、民間企業等からの委託研究等の運営費交付金以外の外部資金による事業等は、必ずしも事前に獲得が予見できるものではないこと、通常法人評価とは別に評価が行われていることなどを踏まえ、評価の不合理な重複を回避するとともに、外部資金による事業等に係る取組、成果等についても適切に評価に加味するなど、運営費交付金関係事業等に対する評価とは異なる適切な取扱いとすることに留意する。

（４）研究不正の防止に係る評価

当該国立研究開発法人における研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備及び運用状況を確認していくこと等を通じて、国立研究開発法人が法人（研究開発機関）として、研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、組織としての責任体制を確立し、管理責任の明確化を図り、研究不正が発生した場合に厳正に

対応する等の取組に資するような評価を行う。

(5) 法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点

公費を基盤として活動する法人として共通的なマネジメント（政府方針、財務状況、保有資産の管理・運用、関連法人等）に係る評価については、中期目標管理法人に対して示されているものと同様の評価の視点を踏まえて評価することを基本とする。

ただし、例えば知的財産の管理、給与水準、人件費、契約、運営費交付金債務に係る事項等、「研究開発成果の最大化」とも関連する事項については、研究開発の特性、各国立研究開発法人の使命、業務の特性等を踏まえて別途適切な評価の視点を設定するなど、第一目的である「研究開発成果の最大化」を十分に考慮に入れて評価を行う。

(6) 評価結果の活用等

国立研究開発法人は、評価結果を、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けて、業務運営の改善等のために適切に活用する。

主務大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」等につなげるために、評価結果を、次なる目標の策定、長の任命等に適切に活用する。

また、主務大臣及び国立研究開発法人は、国民に対してわかりやすく説明責任を果たすため、評価結果を適切に活用し、積極的な公表に努める。

(7) 評価書の様式

国立研究開発法人についての評価書の様式は、中期目標管理法人で用いる様式との整合性を図りつつ本指針の内容を適切に踏まえたものとし、別添3のようなものを参考例とする。評価書は国民に対し業務の実績等とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、簡潔かつ明瞭なわかりやすいものとするに努める。

(8) 国立研究開発法人による自己評価

国立研究開発法人による評価においても、質の高い自己評価を基盤として、それを適切に活用して評価することが望ましい。そのため、国立研究開発法人が自己評価書を作成するに当たっては、客観的で信憑（しんぴょう）性の高いものとするに十分留意するとともに、既に実施した外部評価結果等を適切に活用する。自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについて

も記入する。

(9) 主務大臣による評価の体制

主務大臣による国立研究開発法人の評価の体制については、評価の客観性・中立性の観点からは、法人所管部署とは独立した評価担当部署が評価実施主体となることが望ましいと言える一方で、責任ある評価の実施の観点からは、当該国立研究開発法人の役割、事業内容等に精通している法人所管部署が責任を持って評価実施主体となり、評価内容に対する説明責任、評価の結果を踏まえて講ずる措置が関連する政策に与える影響等に対する責任を含めて、所管する国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」の目的に対して一貫して責任を持つことも重要である。主務大臣による国立研究開発法人の評価の体制は、これらのこと等を踏まえて適切なものとする。

(10) 年度評価

年度評価は、各事業年度における業務の実績等について、国立研究開発法人による自己評価の結果を踏まえ、国立研究開発法人の業務の実施状況の調査及び分析を踏まえて評価を行う。その際、国立研究開発法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、当該自己評価書とは別に一から主務大臣としての独自の評価をやり直す（そのために改めて国立研究開発法人に膨大な資料の提出等を求める）のではなく、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認することや、国内外の有識者、専門家等から当該自己評価書についての意見、助言等を聴取すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

年度評価は、中長期目標・計画の実施状況を確認しつつ、中長期目標の策定時に設定した評価軸等に留意して行う。ただし、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じて直線的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等についても十分配慮して評価を行う。

また、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、具体的な事実を根拠とした指摘・助言・警告、優れた取組・成果等に対する積極的な評価、成果の増減の背景事情を踏まえた評価、将来に対する期待等についても織り込んだ、好循環の創出を促す（フィードバック）評価を行う。

(11) 中長期目標期間評価

① 見込評価

中長期目標期間終了時の直前の年度及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務の実績等に係る自己評価の結果、各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、国立研究開発法人の中長期目標期間全体について総合的に評価する。

評価に際しての基本事項は年度評価と同様であるが、中長期目標期間の終了時の検討にも資するものとなるように留意する。

② 中長期目標期間実績評価

中長期目標期間終了時において、中長期目標期間全体の業務の実績等に係る自己評価の結果、各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、国立研究開発法人の中長期目標期間全体について総合的に評価する。

評価に際しての基本事項は年度評価と同様であるが、評価の結果は、必要に応じて次期中長期目標の修正を含めた、以降の業務運営の改善等に活用する。

③ 中長期目標期間中間評価

独立行政法人通則法第35条の6第2項に定める、中長期目標期間の途中において通則法第21条の2第1項但し書きで定める法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間における業務の実績の評価については、基本的に中長期目標期間実績評価に準じた運用とする。

(12) 評定

評定は、主務大臣が定める中長期目標に準じた大枠単位毎を基本として行うほか、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、国立研究開発法人の業務全体に係る総合評定を行う。

自己評価、年度評価、中長期目標期間評価等において、以下の評定区分を基本として評定を行う。

評価に関する記述の中で、その評定に至った根拠、理由等をわかりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人の業務運営の改善等に資する助言等についても付言する。

S：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結

果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

- A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

(13) 研究開発に関する審議会

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み国立研究開発法人のカテゴリーだけに制度的にも明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣が国立研究開発法人から提出された自己評価書を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価、中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認した評価軸（評価の視点）等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、国立研究開発法人の中長期目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的に貢献する。

なお、複数の府省等が共管している国立研究開発法人については、法人全体の業務を所管する府省の研究開発に関する審議会が中心となって審議を行うなど、国立研究開発法人の評価に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

（１４）独立行政法人評価制度委員会

総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、独立行政法人制度に係る横断的な見地から、国立研究開発法人の業務が適正、効果的かつ効率的に行われているかを点検する。その際、研究開発の特性等をはじめとする国立研究開発法人の事務及び事業の特性、国立研究開発法人の業務運営に係る自主性、総合科学技術・イノベーション会議が作成する国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針の考え方・基本的枠組み等に十分配慮する。

4. 本指針の実効性ある運用の確保に向けて

本指針を踏まえた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に係る実効性ある運用を確保し、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」につなげていくためには、関係府省、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会、総務省独立行政法人評価制度委員会等が、本指針の趣旨を踏まえて適切にその役割を果たしていくことが重要である。

総合科学技術・イノベーション会議は、本指針の策定主体として、各府省の研究開発に関する審議会の活動とも連携を図るなど指針の運用状況等を把握し、関係機関等に対して適切に情報共有、助言等を行うことを通じて、本指針の実効性ある運用の確保に努める。また、本指針の運用状況、諸事情の変化等を踏まえ、本指針の更なる充実、見直し等を適切に図る。

加えて、総合科学技術・イノベーション会議は、我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔として府省横断的な我が国全体の見地から国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」を図ることに貢献していくことが期待されており、国立研究開発法人の目標の策定及び評価の過程で明らかになった、我が国全体の科学技術イノベーション政策との整合性に係る課題、国立研究開発法人の府省横断的な連携等に係る課題等についても、適切に必要な役割を果たす。

なお、当面の本指針を踏まえた中長期目標の策定及び評価に係る運用については、既に策定された中期目標・中期計画に係る運用の継続性等も考慮に入れて、適切な形で順次採り入れられていくことが望ましい。

「研究開発成果の最大化」について

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。

「研究開発成果の最大化」は、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術理解増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、ミクロの事業等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるのではなく、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していくこと等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、個別に設定された客観的・定量的な目標や基準のみによって外形的に決められるものではなく、当該国立研究開発法人全体の目的、国・社会から期待されている役割等に照らして、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価・判断されるものである。

「研究開発の多様性」について

研究開発には、

- ・ 新たな知の創造・発見につながるような基礎的・探究的な研究、
- ・ 具体的な応用まで明確に特定されなくとも、研究開発の進展や技術の確立に向けて重要な役割を果たすことが期待される基盤的な研究、
- ・ 課題解決に向けての社会からのニーズ等を踏まえて、求められる成果の方向性を具体的に想定しながら行われる応用的な研究（橋渡し研究等）
- ・ 具体的な技術仕様・目標を明確に設定し、その実現を目指していくような開発

等様々な段階の研究開発がある。

また、これらの研究開発においても、例えば、

- ・ 個々の研究者の内在的動機に基づき、自己責任の下で進められ、真理の探究や課題解決とともに新しい課題の発見が重視される学術的な研究、
- ・ 政府が設定する目標や分野に基づき、選択と集中の理念と立案者（政府）と実行者（研究者）の協同による目標管理の下で進められ、課題解決、課題に対する貢献が重視される戦略的な研究開発
- ・ 政府、民間事業者等からの要請に基づき、定められた研究目的や研究内容の下で、社会的実践効果の確保のために進められる要請的な研究開発

等のような、様々な方法による研究開発がある。

このように、国立研究開発法人が行う研究開発も様々なものが存在し、また、目標の中にもこのような多様な研究開発が混在している場合が想定されるため、目標設定に際しても、研究開発の性格等に応じて、

- ・ 課題の解決などアウトカム創出への貢献を目指す目標、
- ・ 達成すべき具体的、客観的な仕様を明確に示す開発的な目標
- ・ ハイリスクだがハイリターンが期待される研究開発に係る挑戦的な目標
- ・ 新たな領域開拓など目指すべき方向性を示すような目標
- ・ 橋渡し研究について受託研究等企業からの資金受入れを示す目標

等とするなど、当該国立研究開発法人が期待されている「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を設定し評価することが重要である。

研究開発活動の「アウトプット・アウトカム」について

研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカムとは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とすることが適当である。

他方、公表された論文や取得された特許権に代表される研究開発に係る「アウトプット」は、国立研究開発法人としてマネジメントすることが可能なものであるが、研究開発活動の「アウトカム」は、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によってその受け手に研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用のことであるため、アウトカムが生じるかどうかは、受け手や研究開発成果を受け手に繋ぐ者の状況等に依存する部分が大きく、国立研究開発法人は提示されたアウトカム目標を自らのマネジメントだけで実現・達成することは事実上困難である。

そのため、アウトカム目標を国立研究開発法人自らのマネジメントにより「達成すべき目標」として提示することは困難な場合も多く、むしろ、国や社会が期待するアウトカムに対して当該国立研究開発法人がどのような方向性を目指し、寄与・貢献していくべきかというような観点から目標を設定することが適切である。

国立研究開発法人は、このような国・社会から期待されるアウトカム目標に向けて、当該国立研究開発法人が持続可能な運営状況の下で総体としてどれだけ貢献することができたか、について「最大化」することが本質的に重要であることから、定量的な観点及び定性的な観点の双方を適切に勘案し、国立研究開発法人の評価に際しては、当該国立研究開発法人の目的・業務、国・社会が

ら期待されている役割等に照らして、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価する。その際、アウトカムが生じるまでには相当の時間を要することが一般的であるため、過去の業績・成果の評価のほか、将来性について先を見通して評価することも重要である。

国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針のポイント
について

【全体事項】

①国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」を第一目的とする法人であることから、国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価の第一目的は「研究開発成果の最大化」とする。

国立研究開発法人は、国家戦略等の国の方針を踏まえ大学や企業では取り組み難い研究開発の課題にも取り組む機関として「研究開発成果の最大化」を第一目的とする法人であることから、目標の策定及び評価の第一目的も「研究開発成果の最大化」とすることが適切である。国立研究開発法人の目標の策定及び評価は、「研究開発成果の最大化」の第一目的のための手段として、全体の在り方が再構築される必要がある。

目標を策定し、評価することの目的としては、例えば「組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すため」、「効率性、生産性等の向上による業績の増進のため」というような視点も大切であるが、これらを第一目的とした目標の策定及び評価の運用と、「研究開発成果の最大化」を第一目的とした場合の運用とではその在り方が異なってくる。

そのため、国立研究開発法人の目標の策定及び評価については、その第一目的を「研究開発成果の最大化」と位置付けた上で、

- 国立研究開発法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保するため
- 主務大臣による次なる目標の策定、長の任命等の判断を適切に行うため
- 主務大臣及び国立研究開発法人が国民に対してわかりやすく説明責任を果たすため

といったその他の重要な目的に対しても適切に機能するよう十分に配慮することが重要である。

②国立研究開発法人は研究開発に係る事務及び事業を主要な業務とする法人であることから、「研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）」、「研究開発の多様性」等を踏まえて適切な中長期目標の策定及び評価を行う。

国立研究開発法人は、新たな知見の獲得や新たな付加価値を生み出す創造的な活動である「研究開発」を主要な業務とする法人であることから、目標の策定及び評価に際して、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性

等といった「研究開発の特性」や、基礎的な研究、基盤的な研究、応用的な研究、開発等の「研究開発の多様性」、当該国立研究開発法人の使命、業務、国民・社会から期待されている役割、国の諸政策に関する方針等を十分に考慮する必要がある。

客観的・定量的な目標を設定し、当該外形的標準を重視してその達成度を事後評価することにより法人の業績を評価する手法は、定常的な業務を効率的に遂行することを狙いとした場合には一定の効果が期待されるが、これを一律に国立研究開発法人の業務に対しても適用した場合、研究開発の現場に、研究開発にとって重要なアウトプットやアウトカムの内容やその質を問わない、例えば論文数、特許取得件数といった数値を上げること自体を目的化することや、近視眼的・断片的な研究開発を助長することへの影響についても十分に留意して運用していく必要がある。

また、研究開発の不確実性や予見不可能性を踏まえれば、当初段階において研究開発成果の最大化に関する目標を具体的かつ定量的に設定することが困難な場合がある。一方、研究開発成果の最大化に向けては、予見が困難な研究成果の創出に向けた挑戦的なアプローチや、急激な情勢変化や成果の発現等に対応した柔軟かつ戦略的なアプローチも必要であり、こうした取組を可能とする弾力性のある目標策定が求められる。また、評価に際しては、目標の達成度の観点からの評価のみならず、研究開発の成果に対する適正な評価が必要であり、その意義・価値や効果、将来性等に関する専門的な評価が求められる。

そのため、国立研究開発法人が国際的な競争関係等を踏まえて独創的、挑戦的な研究開発に積極的にチャレンジしていくような姿勢を促すためにも、国立研究開発法人の目標の策定及び評価の運用に際しては、「研究開発の特性」、「研究開発の多様性」等に十分に配慮したものとすることが重要である。

③国立研究開発法人は科学技術イノベーション政策等の国の諸政策を踏まえて研究開発に係る事務及び事業を行う法人であることから、中長期目標の策定及び評価は、国の諸政策と整合性が確保されたものとする。

各国立研究開発法人の業務は、「科学技術基本計画」、「科学技術イノベーション総合戦略」、「エネルギー基本計画」、「健康・医療戦略」、「宇宙基本計画」、「海洋基本計画」、「農林水産研究基本計画」、「がん対策推進基本計画」等の国の諸政策に関する方針等を踏まえて行われるものであり、国立研究開発法人の目標の策定及び評価も、こうした国の諸政策の企画・立案・推進と整合性が確保されたものとする必要がある。

こうした国の科学技術イノベーション政策等の諸政策は、国立研究開発

法人の中長期目標期間とは別に、急速に変化する研究開発に係る国際的な動向等を踏まえて随時、企画・立案・推進等を図っていく必要があり、国立研究開発法人における業務も、これらの国の方針等を踏まえて随時、迅速かつ柔軟な業務運営を確保していく必要がある。そのため、国立研究開発法人の目標の策定及び評価についても、このような科学技術イノベーション政策等の動向に対してスピード感をもって整合性が図れるような運用を確保していくことが必要である。

また、こうした国の諸政策に係る国立研究開発法人の取組についても、法人評価とは別にフォローアップ、評価、改善、見直し等が行われているが、ここで行われている国の諸政策の企画・立案・推進に係るPDCAサイクルと、国立研究開発法人の目標の策定及び評価との間で適切に整合性を確保していく必要がある。

そのため、国立研究開発法人の目標の策定及び評価については、このような科学技術イノベーション政策等に係るPDCAサイクルと迅速性・柔軟性、評価軸等が整合性をもって適切に運用されるものとなるよう十分に配慮したものとすることが重要である。

④国立研究開発法人が行う研究開発は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等を踏まえた「研究開発評価」が行われていることから、中長期目標の策定及び評価は、国の研究開発評価システムとも整合性が確保されたものとする。

科学技術基本計画策定（平成8年）以降、国の研究開発評価の本格的な導入・実施が図られ、国立研究開発法人が行う研究開発についても、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）等を踏まえて行われる「国の研究開発評価」の対象とされている。特に「研究開発課題（事業）」については、各国立研究開発法人でも、また、重要度等に応じて国でも、より高度な専門的知見・経験等を踏まえた評価が実施されている。

国立研究開発法人の目標の策定及び評価においては、このような「研究開発課題（事業）」の項目について再度重ねて評価するのではなく、「法人評価（研究開発機関評価）」として相応しい内容とするなど、国の研究開発評価システムと合理的な整合性が確保された運用となるよう十分に配慮することが重要である。

【目標の策定】

⑤主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性、評価結果等を踏まえ、達成すべき目標、課題の解決などのアウトカム創出への貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦する目標等の適切な大目標を策定する。

国立研究開発法人に対する目標は、「研究開発成果の最大化」の第一目的や国民に対してわかりやすく説明責任を果たすという観点、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性等を踏まえて策定する必要がある。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、ミクロの事業等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるというよりもむしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していくこと等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

そのため、国立研究開発法人に対する目標の策定に際しては、「客観的に検証可能な定量的な目標であるか」という外形的な側面よりも、「研究開発成果の最大化に向けて最適な目標設定であるかどうか」という実質的な側面をより重視する必要がある。達成すべき目標、課題の解決などのアウトカム創出への貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦する目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要である。

⑥主務大臣は、中長期目標の策定に際しては、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取し、活用する。

⑦国立研究開発法人の長は、主務大臣が提示する中長期目標に対して、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した中長期計画を提示する。

⑧研究開発に関する審議会は、中長期目標・中長期計画の策定に際して主務大臣に適切な助言を行うとともに、評価に際しての評価軸（評

価の視点)についても主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

⑨主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な意思疎通の下にしっかりと練り上げた中長期目標・中長期計画を策定する。

目標・計画の策定に際しては、主務大臣と国立研究開発法人の長とが十分に意思疎通を図り、しっかりと練り上げた目標・計画を策定することが重要である。そのため、目標・計画の策定に際しての基本的なプロセスとともに、そこでの「研究開発に関する審議会」の基本的な役割について明確にし、主務大臣、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会が三位一体となって機能していくことが必要である。

目標・計画の策定に際しては、目標・計画の政策的な意義付けや、目標・計画の策定を通じて主務大臣と国立研究開発法人とが十分に意思疎通を図ることが重要であり、「客観的に検証可能な定量的な目標となっているか」、「定量的な評価指標に基づき評価できる計画の内容となっているか」というような、外形的な観点から事務的な確認プロセスを行うこと自体が、目標・計画の策定に際してのより優先的な課題とならないように留意する必要がある。

⑩主務大臣は、このような中長期目標・中長期計画の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす。

⑪中長期目標・中長期計画は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

研究開発に関する審議会の適切な関与の下、主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な意思疎通の下にしっかりと練り上げた目標・計画が策定されれば、当該目標・計画を踏まえた具体的な業務運営については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重するとともに、国立研究開発法人の長は、目標・計画の実施責任を果たすべきであることを明確化することが重要である。

併せて、国立研究開発法人における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく「動的」なシステムの中で捉えていく必要があるため、ある時点で主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な意思疎通の下にしっかりと練り上げた目標・計画を策定

したとしても、諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直すことができるような運用を適切に確保していくことが重要である。

【評価】

⑫国立研究開発法人の評価は、「研究開発課題（事業）」については研究開発評価が行われていることを踏まえ、評価の重点を「法人としての研究開発成果の最大化に関する評価」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関する評価」とする。（なお、「法人」として評価するに際しては、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要。）

「研究開発課題（事業）」については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）等を踏まえた研究開発評価が行われているため、こうした国の研究開発評価システムと、国立研究開発法人の評価システムとの合理的な整合性が確保された運用とする必要がある。

すなわち、国立研究開発法人の評価では、個別の研究開発課題（事業）について研究開発評価システムでの評価と重ねて詳細に評価するのではなく、これらについては基本的には研究開発評価が行われていることを踏まえ、法人全体として「研究開発成果の最大化」が図られているかについて、取組、成果、効果等について確認・評価するとともに、法人全体のマネジメントの在り方（人材戦略、資源配分、内外の連携・協力、環境整備等）との関連性を踏まえて評価が行われる運用となるよう十分に配慮していくことが重要である。また、法人全体の適正、効果的かつ効率的な業務運営については、国立研究開発法人の評価で特にしっかりと評価していくことが重要である。

なお、国立研究開発法人について「法人（研究開発機関）評価」を行うためには、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要である。そのため、個別の研究開発課題（事業）については、研究開発評価で行われた評価結果を適切に活用するなど、全体として評価が合理的に行われるような運用を確保することが重要である。

⑬主務大臣は、目標に準じた大枠単位で、目標策定時に設定した評価軸（評価の視点）を基本として、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価する。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、ミクロの事業等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるというよりもむしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮すること

により、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していくこと等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

そのため、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」の第一目的のためには、小さな課題・事業単位毎に個別に設定した客観的・定量的な目標や基準によって外形的に評価したものを積み上げていくような評価とするのではなく、当該国立研究開発法人全体の使命、国・社会から期待されている役割等を踏まえて設定された適切な評価軸を基本として、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価していくことが重要である。

⑭主務大臣は、長のマネジメントについて適切に確認・評価する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

目標・計画を踏まえた業務の実施に係る具体的なマネジメントの在り方については、実施責任者である国立研究開発法人の長の裁量が十分に尊重される必要があるが、長のマネジメントの在り方と「研究開発成果の最大化」とは大きな関連性を有するものであることから、長のマネジメントの在り方についても適切に確認・評価していくことが重要である。

他方、長のマネジメントについては、個別・具体的なマネジメントの在り方を予め目標・計画の中に詳細に設定し、それらの項目毎に詳細に評価するような手法を採用することにより、予め長のマネジメントの在り方を詳細にわたって拘束（マイクロマネジメント）し、長が状況に応じた最適なマネジメントを柔軟に行う裁量を発揮しにくくすることとならないように留意する必要がある。

そのため、目標・計画に予め個別・具体的な長のマネジメントの在り方が示されているかどうかにかかわらず、長のマネジメントの在り方については適切に確認・評価し、特に、期待される成果が乏しい又は見込み難いと判断される場合は、長のマネジメントの在り方について踏み込んで確認・評価し、具体的な事実を根拠とした改善についての厳しい指摘、助言、警告等を適切に行うことで、その後の「研究開発成果の最大化」につなげていくことが重要である。

⑮主務大臣は、国立研究開発法人毎にあるいは一法人の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、目標の達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法等、最も相応しい評価手法を適切に選択する。

国立研究開発法人では、基礎的・探究的な研究、応用的な研究、開発等様々な段階の研究開発のほか、独創性を発揮するような研究開発、要請を受けて実施する研究開発等様々な手法の研究開発があるなど、多様な研究開発が行われている。また、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、国立研究開発法人の評価は、「研究開発成果の最大化」に向けて最も適切な評価手法を選択していくことが重要である。

例えば、国際的に最先端の研究開発を推進するためには、研究開発成果等について国際的な水準を踏まえた専門的な評価を行うことが重要であり、出口を意識した応用研究については、産業界や社会といったユーザーサイドの視点を入れ、産業競争力の強化や安全・安心の確保といった経済的・社会的課題に対する解決に貢献しているかどうかを評価することが重要である。また、ハイリスク・ハイリターンな挑戦的な研究開発を推進するためには、当初の目標の達成には失敗したとしても、予期せざる波及効果に大きい意味がある場合には次につながる有意義なものとして評価することも重要である。

そのため、国立研究開発法人の評価は、客観的・定量的な目標を設定し、当該外形的標準を重視してその達成度を事後評価する手法のほかにも、当該国立研究開発法人の使命、目標等に応じて、「研究開発成果の最大化」に向けて最も適切な評価手法を選択していくことを可能とする運用を確保することが重要である。

⑯主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの国立研究開発法人の研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

国立研究開発法人を評価するに際して、客観的・定量的な評価基準・評価指標を設定してそれに基づいて評価・評定を下す手法を採用した場合、研究開発の現場に、例えば論文数、特許取得件数といった数値を上げること自体を目的化することや、近視眼的・断片的な研究開発を助長することへの影響についても十分に留意して運用していく必要がある。

他方、国立研究開発法人を適切に評価するためには、客観的・定量的な指標等も活用して事実を的確に把握することが大切である。

そのため、主務大臣は、指標を不適切に設定することによる研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、様々な指標が持つ意味・性格等を踏まえ、評価・評定するための基準（評価基準）として取り扱う指標（評価指標）と、的確な評価を行うために正確な事実を把握するために確認することが必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱い、「研究開発成果の最大化」の第一目的に向けて、より適切かつ効果的な評価を行っていくことが重要である。

⑰主務大臣は、国立研究開発法人とともに当該国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価（evaluation）を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価（appreciation）、将来性について先を見通した評価（assessment）等についても織り込むなど、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出につながる（フィードフォワード）評価を行う。

主務大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者であり、主務大臣が行う評価が国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」につながるものとしていくことが重要である。そのため、主務大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、具体的な事実を根拠とした厳しい指摘・助言・警告、優れた取組・成果等に対する積極的な評価、成果の増減の背景事情を踏まえた評価、将来に対する期待等についても織り込んだ、好循環の創出につながる（フィードフォワード）評価を行っていくことが重要である。

主務大臣は、評価を踏まえて業務の継続・廃止・移管や、組織の存続等についても適切に判断していく必要があるが、これらも原則として当該国立研究開発法人の研究開発成果の最大化の観点を中心に勘案して行われるべきである。組織・業務を整理縮小すること自体を目的として、国立研究開発法人の業務に関して好ましくない点を探し出し、それらについて指摘・非難することに終始するような評価とならないように留意する必要がある。また、客観性、統一性等を優先して評価した結果、客観的、定量的な基準や指標に照らして達成しているか否かを判定する手法に頼りすぎ、専門的な知見、複雑な背景事情、諸情勢の変化等が評価に適切に反映されなくならないように留意する必要がある。

⑱ 評価結果は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた国立研究開発法人の業務運営の改善等のために適切に活用する。

国立研究開発法人は、国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」や、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けて、評価結果を、法人内部の資源配分、業務運営の改善等のために適切に活用することが重要である。

また、主務大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」等につなげるために、評価結果を、次なる目標の策定、長の任命等に適切に活用することが重要である。

国立研究開発法人一覧（平成27年4月予定）

- 〔内閣府〕 日本医療研究開発機構
- 〔総務省〕 情報通信研究機構
- 〔文部科学省〕 物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
放射線医学総合研究所
科学技術振興機構
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
海洋研究開発機構
日本原子力研究開発機構
- 〔厚生労働省〕 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立がん研究センター
国立循環器病研究センター
国立精神・神経医療研究センター
国立国際医療研究センター
国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター
- 〔農林水産省〕 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、
農業環境技術研究所
国際農林水産業研究センター
森林総合研究所
水産総合研究センター（水産大学校）
- 〔経済産業省〕 産業技術総合研究所
新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 〔国土交通省〕 土木研究所
建築研究所
海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所
- 〔環境省〕 国立環境研究所

国立研究開発法人の中長期目標（例）

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性等を踏まえ、達成目標、課題の解決などのアウトカムへの貢献に係る目標、目指すべき方向性を示した目標等の大目標を策定する。国立研究開発法人の中長期目標の具体的なイメージとしては、例えば、以下のようなものが参考例として挙げられる。

《課題解決・貢献型の目標（例）》

- 水や肥料等の少ない環境下でも高い成長性を実現する植物の開発に向け、植物の環境耐性、生長機能に関わる有用因子を解明し、それらの機能を向上するための技術を開発する。
- iPS細胞等を用いた再生医療応用の先駆例を創出するとともに、安全性や品質管理技術を多面的かつ有機的に向上させ、医療機関との連携により一般治療化へ向けての治験実施を目指す。
- ライフ・イノベーションの実現に向け、先進医療機器の開発に必要な計量標準を開発・整備、供給する。また、食品の安全性や生活環境の健全性確保に資するため、食品分析に係る計量標準、有害化学物質の計量標準を開発、整備、供給する。
- 我が国の周辺海域には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアース泥、メタンハイドレート等の海底資源の存在が確認されているが、これらの持続的な利活用に向けて解決すべき課題が残されている。このため、最新の調査・分析手法を用いた海洋調査及び室内実験等を実施し、海底資源の形成過程に係る多様な要素を定量的に把握し、形成モデルを構築するとともに、成因を解明する。
- 屋内外を問わず超高速・大容量接続が可能な光ファイバ級の移動通信システム、コードの要らないワイヤレスブロードバンド家電の実現に向けた超高速移動通信システム技術、超高速近距離無線伝送技術等の基盤技術の研究開発を行うと共に、ホワイトスペース等の更なる電波の有効利用技術の研究開発等を実施し、その早期導入を図る。

《達成型の目標（例）》

- 2011年代に産業化までつなげることを目指し、2011年代までに中低温の未利用熱を有効に活用可能とする高効率熱電変換技術や、超低消費電力で半導体を超える電子デバイス技術を確立する。
- 平成22年度までに生体に近似した下垂体や水晶体等の組織を構築し、本中期目標期間においてヒト病態を再現する人工組織を開発する。
- 平成22年度までに検体を多階層で統合的に計測するシステム、平成20年度までにモデリングによる恒常性の根幹をなす機能のネットワーク抽出システム、本中期目標期間中に日本人ゲノムの90%以上の遺伝子多型を網羅したデータベースを構築、疾患発症モデルを検証し、疾患発症予測マーカー、治療標的候補を同定する。
- 平成22年度までに受託研究等企業からの収入について、現行から90%増加させる。

《挑戦型の目標（例）》

- 従来は観測できなかった様々な現象を可視化するため、これまでに開発した先端的光源や要素技術を結集し、新規材料開発などに欠かせない物質中の電子・原子・分子の動きをアト秒で観察する超高速・精密計測技術や、生体組織の深部を生きたままリアルタイムで観察する超解像イメージング・モニタリング技術の開発並びに、集積回路の故障診断や異物検査等多様な産業利用が期待されているテラヘルツ光を実用化するために、装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究を、大学や研究機関と連携して行う。
- 更なる微細化を実現する革新的電子デバイス、大容量光送受信を可能とする超小型全光スイッチ、情報入出力機器のフレキシブル化と小型軽量化を実現する高性能光入出力素子の技術開発を行う。また、電子デバイスの構造、物性及び新機能予測を行うシミュレーションシステムの開発を行う。

《目指すべき方向性型の目標（例）》

- 世界最高水準の成果創出に向けて、併設するSpring-8とSACL Aの連携に加え、スーパーコンピュータ「京」や他の光科学技術・量子ビーム関連施設や大学、研究機関等との有機的な連携のもとに推進するとともに、これらの取組を通じ、放射光科学研究に資する人材育成を

推進することで、世界最先端の研究開発拠点として更なる発展を図る。

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES）等の国際的な取組へ科学的な知見を提供することにより貢献するとともに、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOO）や地球観測に関する政府間会合（GEO）が主導する国際的なプログラムをリードし、機構及び我が国の国際的プレゼンスの向上を図る。
- 我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

《重要研究開発実施型の目標（例）》

- 社会インフラの老朽化、厳しい財政状況等を踏まえ、社会インフラの効率的な維持管理に必要な研究開発を行う。また、材料技術等の進展を踏まえ、社会資本の本来の機能を増進するとともに、社会的最適化、長寿命化を推進するために必要な研究開発を行う。
- 材料、部材及び構造物における損傷、劣化現象等の安全性及び信頼性の評価にかかわる計測技術の研究開発を行うとともに、産業界に提供する。特に、有機、生体関連ナノ物質の状態計測技術、ナノ材料プロセスにおける構造と機能計測及び総合解析技術の開発を行う。
- 免疫・アレルギー科学総合研究の免疫系の基本原理の解明やヒト化マウス等の基盤技術の開発と、ゲノム医科学研究のゲノム解析技術を駆使した多数のヒト疾患関連遺伝子の網羅的同定等の成果を融合して発展させ、新しい分野である統合生命医科学研究を実施する。
- 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後 10 年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」のほか、今後 8 年程度を見通した「農林水産研究における原発事故への対応方針」に即し、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び原発事故に対応するための研究を重点的に実施する。

国立研究開発法人の評価軸（評価の視点）（例）

国立研究開発法人の「評価軸（評価の視点）」は、各国立研究開発法人の使命や、個別目標等に応じ、中長期目標・中長期計画の策定時に、主務大臣が、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の確認を踏まえて適切なものを各々設定し、社会環境や諸事情の変化等に応じて柔軟に見直す。

評価軸の例を挙げるとすれば、例えば、以下のものがある。これらの評価軸の整理はあくまで一例に過ぎず、各法人の使命、個別目標等に応じて、適切な評価軸を設定することが期待される。その際、これらの評価軸について網羅的に点検・評価するのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することが本質的に重要であることに十分留意する。

《大評価軸（例）》

- (A) 法人の使命、個別目標等に照らして十分な取組が行われ、成果が創出されているか
- (B) 適正、効果的かつ効率的な業務運営（マネジメント）が行われているか

《中評価軸（例）》

大評価軸（A）関係

【科学的・技術的観点】

- 成果・取組の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか
- 成果・取組が技術的課題その他に大きなインパクトをもたらす可能性があるものか

【社会的・経済的観点】

- 成果・取組が産業・経済活動の活性化・高度化に寄与するものであるか

○成果・取組が国際競争力の向上につながるものであるか

○成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献するものであるか

【国際的観点】

○成果・取組が国際的な水準に照らして十分大きな意義があるものか

○成果・取組が世界最高水準のものであるか

○国際的頭脳循環への参画がなされているか

○国際的なプロジェクトへの貢献がなされているか

【時間的観点】

○成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか

○成果・取組が新たな発展の可能性や将来性があるものであるか

【妥当性の観点】

○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか

○研究開発の体制・実施方策が妥当であるか

○期待される成果・取組がコスト・リスクに見合っているか

大評価軸（B）関係

【長としての資質の観点】

○リーダーシップが発揮されているか

○管理者責任は十分であるか

【資源配分の観点】

- 資金配分が適切であるか
- 人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか

【体制の観点】

- 意思決定に係る適切な権限・責任体制が整備されているか
- 長のマネジメントをサポートする仕組み、体制等が適切であるか

【適正性の観点】

- コンプライアンス体制は整備されているか
- 危機管理体制は十分であるか
- 安全管理は十分に図られているか
- 職員の健康管理面には配慮がなされているか
- 持続可能で有効な法人運営がなされているか
- 法人としての信頼性が確保されているか

《政策的観点からの評価軸（例）》

【科学技術イノベーション創出・課題解決のためのシステムの推進の観点】

- 社会ニーズに対応した知の活用を促し、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ成果の橋渡しや成果の実用化など、成果の社会実装に至る取組が十分であるか
- 実績は少ないが技術力や実用化に向けた熱意があるベンチャー企業、中小・中堅企業等と連携協力して研究開発を推進しているか
- 産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定及びそのための取組が十分であるか

- 産学官の英知を集めた技術戦略の構築がなされているか
- 国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組が十分であるか
- 産業界からの資金獲得の努力、実際の獲得状況、提供されたサービスの質等が十分であるか
- イノベーションを担う研究人材の育成・流動化は図られているか
- 知的財産権の取得・管理・活用は適切になされているか
- 国際・国内標準に対する貢献やデータベース構築への取り組みがなされているか。

【アウトリーチ・理解増進の観点】

- 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値をわかりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか

【研究者、研究開発マネジメント人材の育成・支援の観点】

- 若手研究者、女性研究者、外国人研究者等の多様で優れた研究者の育成と活躍促進のための取組が推進されているか
- 若手研究者に対する適切な指導体制が構築され、支援の方策が図られているか
- 研究者、技術者、研究開発マネジメント人材の育成、支援、キャリアパス展開等の取組が十分であるか

【ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等推進の観点】

- ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進が図られているか
- 挑戦的な研究開発が当初の目標の達成には失敗したとしても、予期せざる波及効果に大きい意味がある等、次につながる有意義なものとして認められる

か、また、失敗を次に生かすための方策が図られているか

- 成果が既存の研究開発領域に変革をもたらし新たな研究開発領域を創出する可能性があるか
- 挑戦的な研究課題に対してこれまで漠としていた実現性（成功）への道筋への輪郭が明確となったか

【研究開発環境の整備・充実の観点】

- 最先端の研究施設・設備の迅速な導入、研究支援者、技術者等の充実等、研究者が質の高い研究開発を行うための研究開発環境の整備・充実が図られているか
- 研究施設等の共用が十分に図られているか
- 知的基盤の整備への貢献が図られているか

【適正、効果的かつ効率的なマネジメント・体制の確保の観点】

- 研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備及び運用が適切になされているか
- プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限・裁量の付与がなされているか
- プロジェクトの実施状況、新たな技術動向等にも機動的に対応し、実施体制等の柔軟な見直しが図られているか

【その他】

- 国家プロジェクトへの貢献がなされているか
- 国益確保への貢献がなされているか
- 調査・分析に基づいた科学技術政策等への提言、研究開発プロジェクトの制度設計・提案などの貢献がなされているか
- 国民の心身の健康や安全・安心に留意した試みが為されているか 等

国立研究開発法人評価書様式（ひな形）

様式1-1 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項	
法人名	国立研究開発法人〇〇
評価対象事業年度	平成〇年度（第〇期）
中長期目標期間	平成〇～〇年度
2. 評価の実施者に関する事項	
主務大臣	（共管法人は評価の分担についても記載）
評価実施部署	〇〇省；
	〇〇省；
3. 評価の実施に関する事項	
（実地調査、理事長・監事ヒアリング。研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）	
4. その他評価に関する重要事項	
（目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に係る事項などを記載）	

様式 1-2 年度評価 総合評定

1. 全体の評定							
評定 (S、A、B、C、D)	x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	x 6 年度	x 7 年度
A:○○・・							
評定に至った理由 (上記評定に至った理由を記載。)							

2. 法人全体に対する評価 (各項目別評価、法人全体としての業務運営状況を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて次につなげる(フィードフォワード)するよう法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させざる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画に反し項目別評価に反映されていない事項などについても適切に記載。)
--

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等 (項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項等を記載。中長期計画及び現時点の年度計画の変更が必要な事項があれば必ず記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載。)

4. その他事項 研究開発に関する審議会の主な意見 監事の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載) (監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
---	--

様式1-4 年度評価 項目別評価調書

〇〇〇 ×××××への貢献

1. 当評価項目に関する基本情報

当評価項目に関する基本情報	当評価項目に関する主な事務及び事業
当評価項目に関連する国の方針、重要度、難易度等	（関連する研究開発評価、政策評価表若しくは事前分析表（政策評価と関連づけられなければ行政事業レビューのレビューシート）の番号等を記載する）

2. 主要な経年データ

① 主な参考指標情報	② インプット情報						
	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
〇〇							
××							

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等 （評価と関連が深い主な業務実績等を記載する）	自己評価	
				評価 （自己評価を評価の根拠とともに記載する。研究開発成果の最大化に向けて次につなげるための今後の課題等についても記載する。）	評価 （主務大臣による評価を評価の根拠とともに記載する。国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて次につなげる（フィードバック）するよう評価を記載する。今後の課題等についての指摘、助言等、研究開発に関する審議会の意見等についても記載する。）	

4. その他参考情報

（諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載。）

様式2-1 中長期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項	
法人名	国立研究開発法人〇〇
評価対象中長期目標期間	見込評価(中長期目標期間実績) 第〇期中期目標期間 (最終年度の実績見込を含む) 評価) 中長期目標期間 平成〇〜〇年度
2. 評価の実施者に関する事項	
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)
評価実施部署	〇〇省 〇〇省
3. 評価の実施に関する事項	
(実地調査、理事長・監事ヒアリング。研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)	
4. その他評価に関する重要事項	
(目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に係る事項などを記載)	

様式2-4 中長期目標期間評価 項目別評価調書

〇—〇 ××××への貢献

当該項目に関する基本情報	
当該項目に関する基本情報 当該項目に関する国の方針、重要度、難易度等	当該項目に関連する主な事務及び事業 （関連する研究開発評価、政策評価表若しくは事前分析表、（政策評価と関連づけられなければ行政事業レビューのレビューシート）の番号を記載する）

2. 主要な経年データ

① 主要な参考指標情報														
	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	② インプット情報						
〇〇								X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
××								決算額(千)						
								従事人員数						
								人件費						

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			自己評価 （自己評価を評定の根拠とともに記載する。研究開発成果の最大化に向けて次につなげるための今後の課題等についても記載する。）	自己評価 （自己評価を評定の根拠とともに記載する。研究開発成果の最大化に 向けて次につなげるための今後の課題等についても記載する。）	見込評価 （見込評価による評価を評定の根拠とともに記載する。国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて次につなげる（フィードバック）するよう評価を記載する。今後の課題等についての指摘、助言等、研究開発に関する審議会の意見等についても記載する。）	実績評価 （実績評価による評価を評定の根拠とともに記載する。）
			主な業務実績等 （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載）			

4. その他参考情報

（諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載）

様式 3 - 1 中長期目標期間中間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項	
法人名	国立研究開発法人〇〇
評価対象中長期目標期間	中長期目標期間 中間評価 平成〇～〇年度 中長期目標期間 平成〇～〇年度
2. 評価の実施者に関する事項	
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)
評価実施部署	〇〇省 〇〇省
3. 評価の実施に関する事項	
(実地調査、理事長・監事ヒアリング。研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)	
4. その他評価に関する重要事項	
(目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に係る事項などを記載)	

様式 3-2 中長期目標期間中間評価 総合評定

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、D)	A:
評定に至った理由	(上記評定に至った理由を記載。)
2. 法人全体に対する評価 (各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて次につなげる(フィードバック)するよう法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させない事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、計画にない項目別評価に反映されていない事項などについても適切に記載。)	
3. 項目別評価の主な課題、改善事項等 (項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、事務事業の見直し、新中長期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載。今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標設定の妥当性なども含めて改善が求められる事項があれば記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載。)	
4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)

様式3-4 中長期目標期間中間評価 項目別評価調書

〇—〇 ××××への貢献

1. 当該項目に関する基本情報	
当該項目に関する基本情報 当該項目に関する国の方針、重要度、難易度等	当該項目に関連する主な事務及び事業 （関連する研究開発評価、政策評価表若しくは事前分析表、（政策評価と関連づけられていない場合は行政事業レビューのレビューシート）の番号を記載する）

2. 主要な経年データ														
③ 主要な参考指標情報	② インプット情報													
	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
〇〇														
××														

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	主務大臣による評価	
			自己評価	期間中間評価
		法人の業務実績等 主な業務実績等 （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載）	評価 （自己評価を評価の根拠とともに記載する。研究開発成果の最大化に向けて次に挙げるための今後の課題等についても記載する。）	評価 （主務大臣による評価を評価の根拠とともに記載する。国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて次に挙げる（フィードバック）するような評価を記載する。今後の課題等についての指摘、助言等、研究開発に関する審議会の意見等についても記載する。）

4. その他参考情報
（諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載）

研究開発の事務及び事業に関する

事項に係る評価等の指針の案

～研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の

中長期目標の策定及び評価に関する指針～

【概要】

平成26年7月17日

総合科学技術・イノベーション・セッション会議

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて

- イノベーションに繋がる多様な革新的技術シーズの創出
- 革新的技術シーズを事業化に繋ぐ応用研究や成果の実用化への橋渡し
- 人材の流動性等を通じた優れた人材の確保・育成
- 研究者の能力を最大限引き出すガバナンスの構築
- 大学、民間企業、他の国立研究開発法人等との連携
- 法人内部の分野間の連携・融合の促進 等

好循環の
創出・促進

「世界で最もイノベーションに適した国」に貢献していく国立研究開発法人へ

国立研究開発法人

今般の独法改革により、法人を類型化し、国立研究開発法人は研究開発の特性等に十分配慮した制度・運用に



国際競争力の強化

科学技術イノベーション創出

我が国全体としての
研究開発成果の最大化

諸政策課題の解決

阻害要因
の解消

- 固定的な狭い視野・価値観に縛られた業務運営・研究開発
- 変化に対応できない硬直的な業務運営・研究開発
- 時間軸がずれた近視眼的な業務運営・研究開発
- コンプライアンス、会計等に係る不適切な業務運営、研究不正の発生 等

本指針案により改善が期待される主な事項

「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標の策定及び評価の実現

国立研究開発法人に対しても、外形的標準を重視した定量的な目標達成度を測る評価が一律に適用。

○革新的、挑戦的な研究開発等は、定量的な目標設定になじまないものがある。

○成果の意義や効果に対する評価が適切に実施されない。

○過去の実績の評価に終始し、将来につながる評価となっていない。

○目標が固定化され、情勢変化に対する柔軟な見直しが困難。

「研究開発成果の最大化」に向けた最適な目標設定が可能に

⇒例えば、○革新的なアウトカム創出を目指す目標
○ハイスク・ハイターンな課題に挑戦する目標 など

実施する研究開発の目的や内容に応じて、適切な評価軸を選択することが可能に

⇒例えば、○橋渡し研究について、企業からの資金受入や中小企業への支援、実用化による市場創出効果等の観点から評価し、イノベーション創出を促進

○基礎研究について、予期せぬ成果等も含め、科学的な意義や将来性等を評価し、さらなる展開につなげる

国際競争をめぐる情勢変化等に対応した目標や取組の柔軟な見直しが可能に

「研究開発成果の最大化」と「効率的な業務運営」との両立の実現

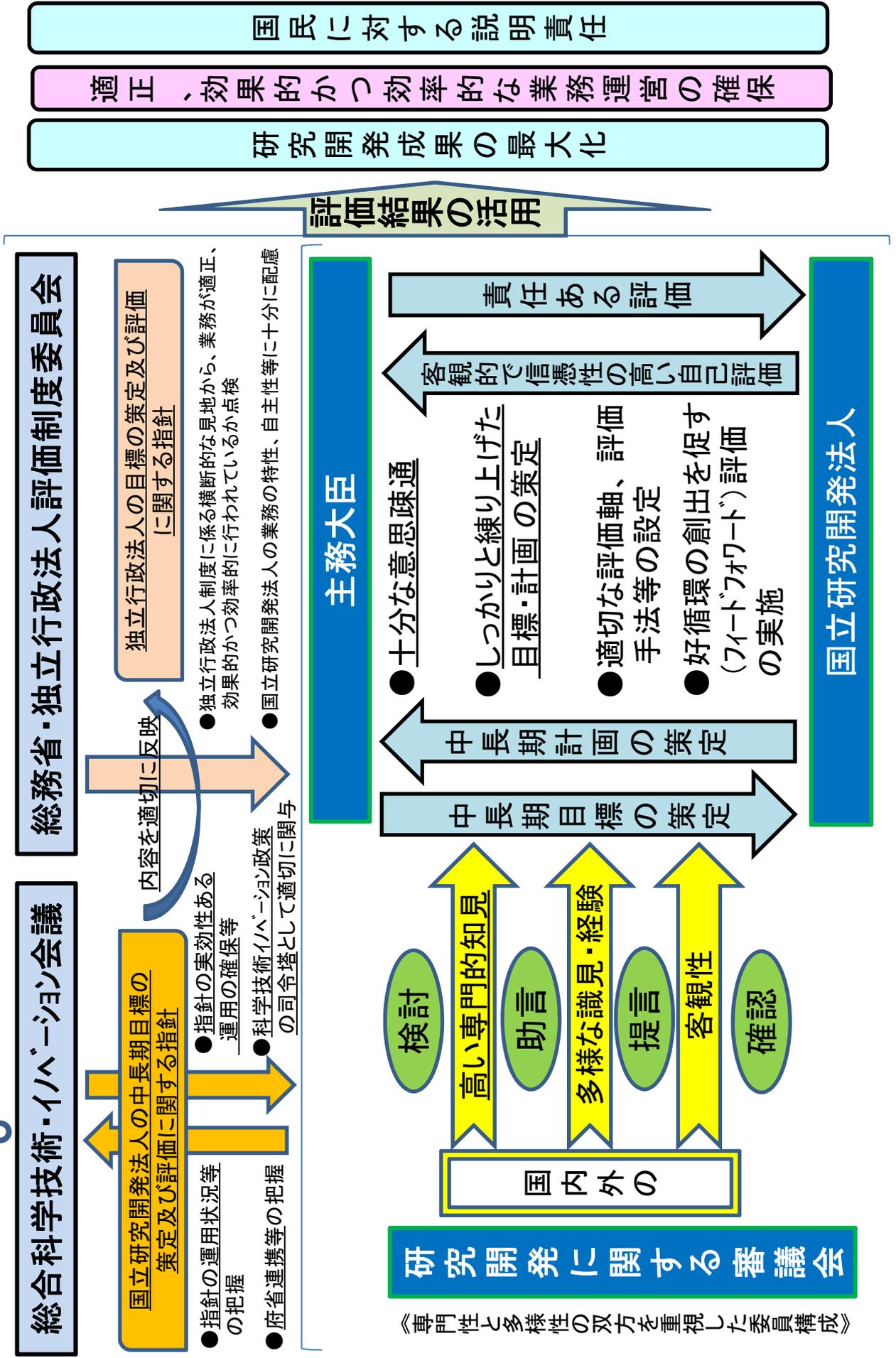
「法人の業務運営」の目標策定・評価に関しても、効率化の観点が優先され、必ずしも「研究開発成果の最大化」に向けての十分な配慮がなされなかった

効率化の観点に加え、「研究開発成果の最大化」に向けて法人全体で適切な業務運営（マネジメント）が行われたかどうかの観点からも適切に評価

⇒例えば、資源配分や研究開発体制、人材の流動性、橋渡し機能、機関連携や分野融合、長期的なマネジメントに対するサポート体制 など

「研究不正の防止」の取組や体制の評価等を明確化

国立研究開発法人の目標の策定及び評価に係る 関係各機関の役割(概要)



国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針案のポイント

全体事項

- 目標の策定及び評価の第一目的は、「研究開発成果の最大化」(国立研究開発法人の第一目的)。
- 「研究開発の特性(長期性,不確実性,予見不可能性,専門性等)」を踏まえた適切な目標の策定及び評価。
- 科学技術イノベーション政策等を踏まえた目標の策定と評価の実施。
- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に基づく「研究開発評価」との重複を排除。

目標の策定

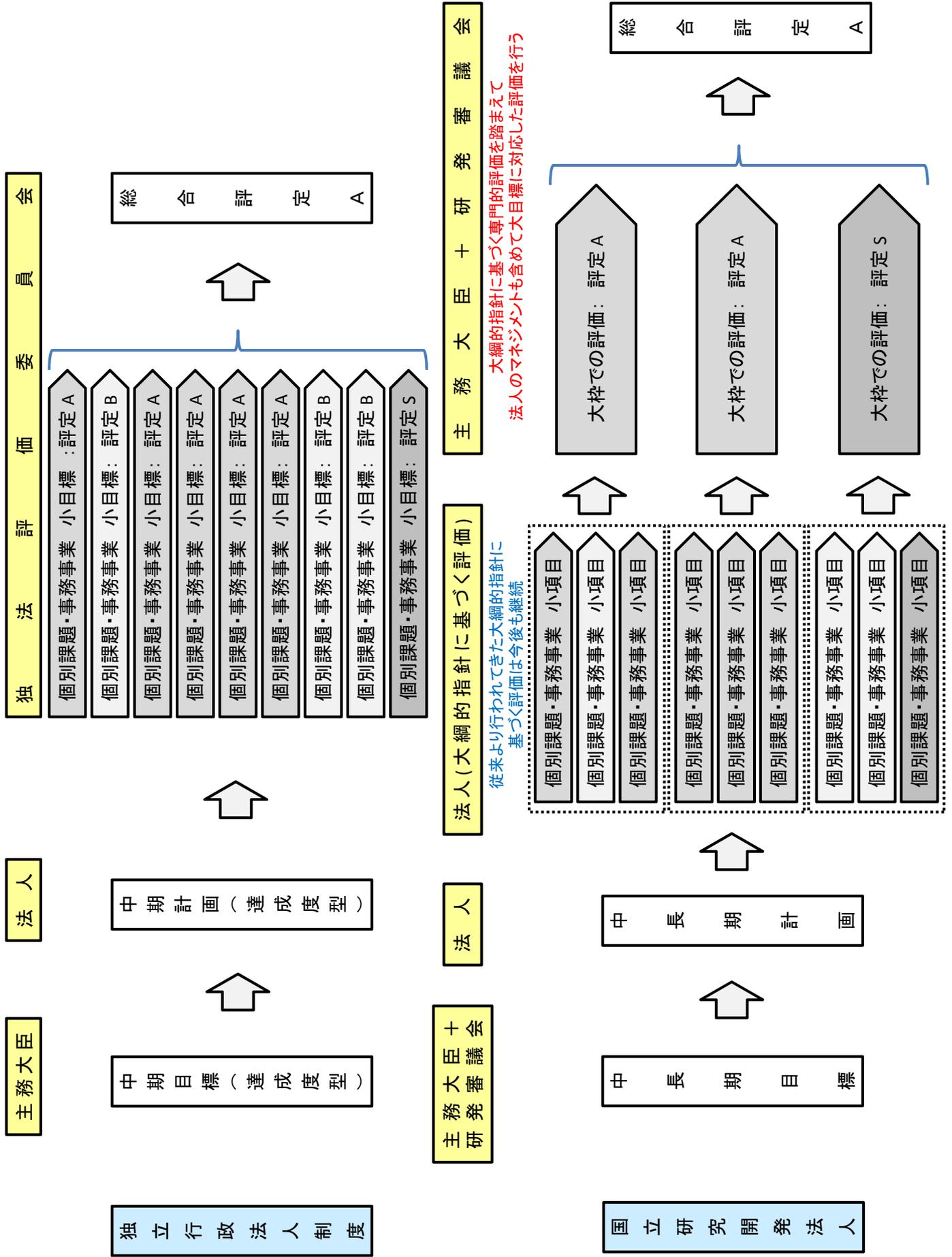
- 「研究開発成果の最大化」に向けて、国や社会におけるアウトカム創出への貢献を目指す目標等を策定。
- 「主務大臣」、「国立研究開発法人」、「研究開発に関する審議会」が、三位一体となつてしっかりと練り上げた目標・計画を策定。
- 目標・計画の策定時に、研究開発の特性を踏まえた適切な評価軸を設定。
- 目標は、諸事情の変化等があつた場合には迅速かつ柔軟に見直す。

評価

- 「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」双方の観点を両立。
- 目標策定時に設定した評価軸を基本として、定量的評価、定性的評価を適切に組み合わせ、総合的に評価。
- 研究開発の内容を踏まえ、国際的な水準を踏まえて評価する手法、橋渡し研究について効果等を評価する手法、将来性について先を見通して評価する手法等、最も適切な評価手法を選択。
- 好循環の創出を促す(フィードバック)評価を行い、評価結果は、研究開発成果最大化の取組や、業務運営の改善等に活用。

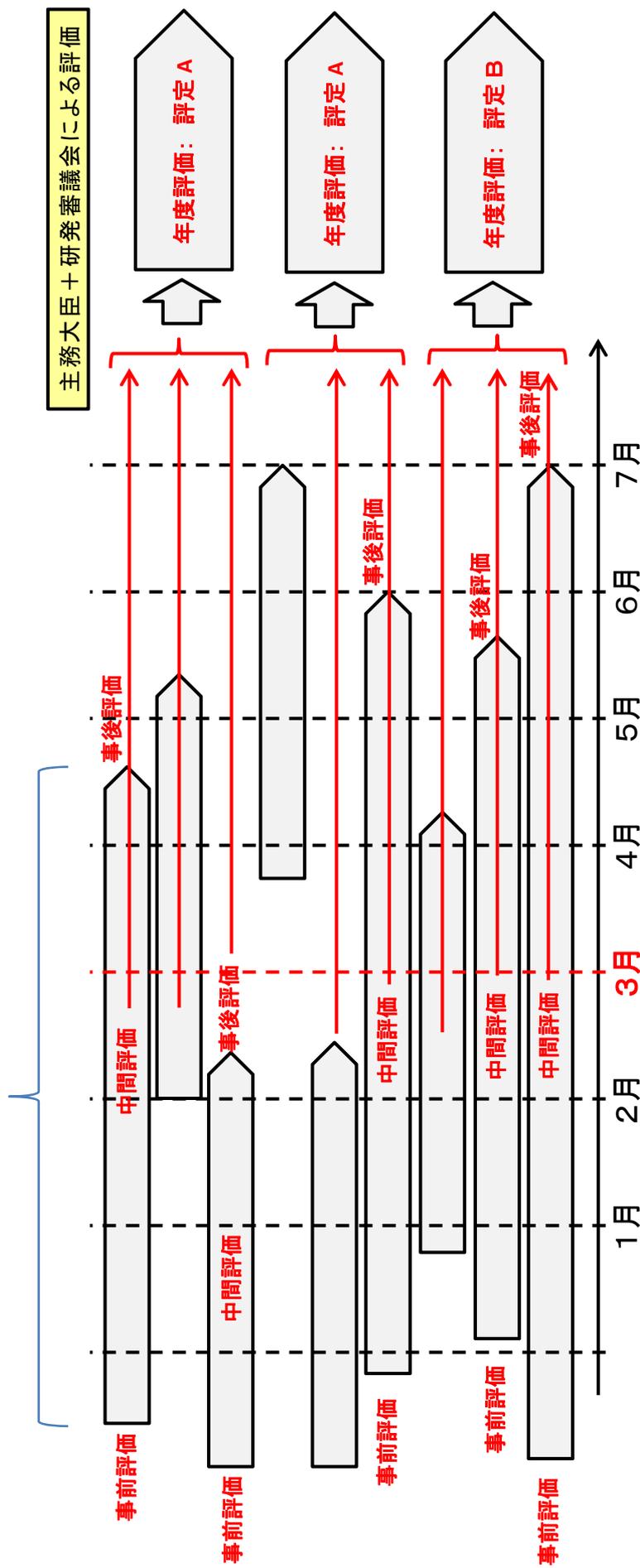
参 考 资 料

国立研究開発法人の評価スキーム(1)



国立研究開発法人の評価スキーム(2)

個別課題・事務事業のPDCAサイクルによる専門的評価

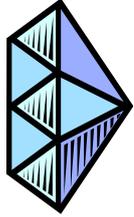


○国立研究開発法人の個別課題・事務事業については、国の大綱的指針に基づき

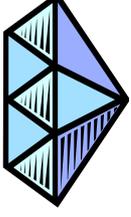
PDCAサイクルが個々に実施され、専門的評価が行われている。

○個別課題・事務事業に対する上記の評価をもとに、主務大臣が研究審議会の意見を踏まえ、テーマごとに大括りで年度評価を行う。

定量的指標のみに偏重しない多様な評価軸による評価の必要性について(1)



例) ダイヤモンドを評価する



透明度(クラリティ)

傷やインクルージョン(内包物)の大きさ・位置・数を目で見て評価

色(カラー)

無色透明、ほぼ無色、かすかな黄色等の性質を評価



炭素○○グラムという定量指標のみではダイヤモンドと炭(グラファイト)は同じ評価

炭素がダイヤモンド結合をしているという定性的評価をすることでダイヤモンドとしての評価軸となる



重さ(カラット)

重量を定量評価。1カラットは0.2グラム

研磨(カット)

カットに対する定性的評価



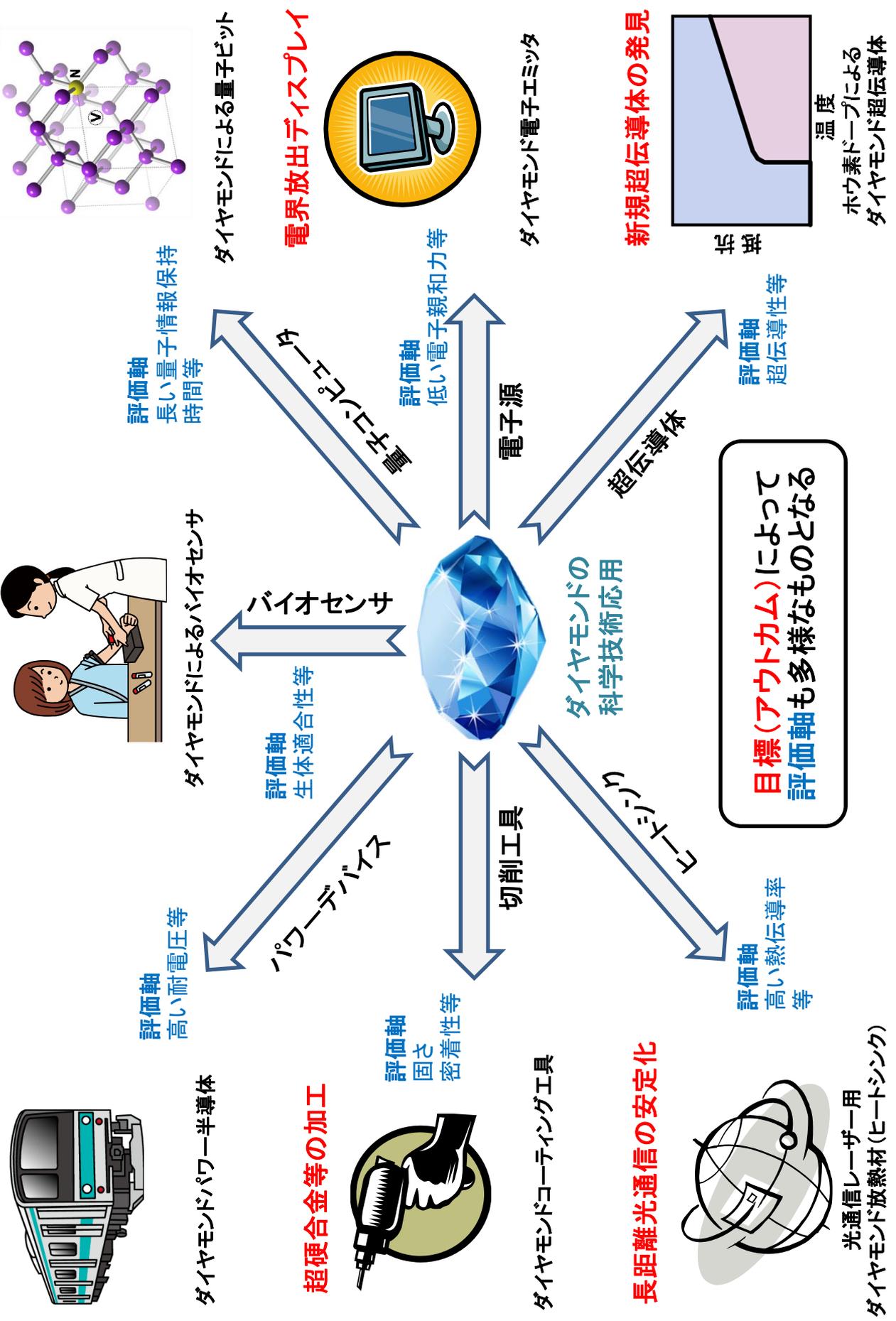
ダイヤモンド原石

宝石としてのダイヤモンドへの将来を見越した専門的な評価

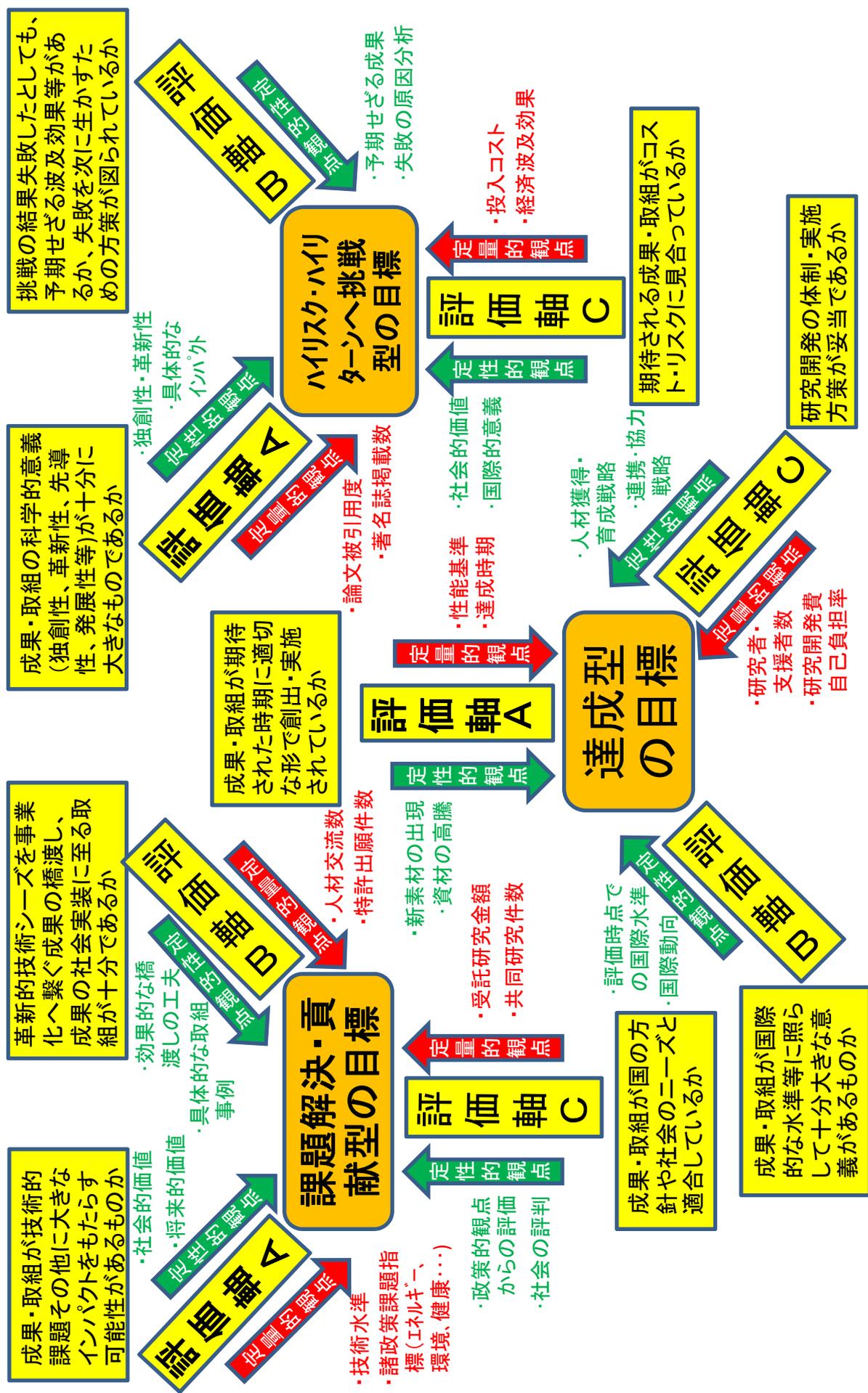
その他、
専門的知識により
・メタンガス、二酸化炭素
・お酒(アルコール)
等もダイヤモンドの原料として評価が可能となる。

定量的指標のみに偏重しない多様な評価軸による評価の必要性について(2)

室温量子コンピュータの実現



研究開発に係る事務及び事業に関する目標・評価軸・指標のイメージ(例)



研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標 の策定及び評価に関する指針

～ 検討の経緯 ～

第105回評価専門調査会（平成26年2月3日）
研究開発法人部会の設置

第1回研究開発法人部会（平成26年3月20日）
①研究開発法人部会における検討の進め方について
②研究開発法人の目標設定と評価における論点

第2回研究開発法人部会（平成26年4月21日）
研究開発法人の目標・評価指針の検討について

第3回研究開発法人部会（平成26年5月21日）
研究開発法人の目標・評価指針の検討について

第4回研究開発法人部会（平成26年6月18日）
研究開発法人の目標・評価指針の検討について

第5回研究開発法人部会（平成26年6月30日）
目標・評価指針案（原案）とりまとめ

第106回評価専門調査会（平成26年7月4日）
目標・評価指針案（案）とりまとめ

第2回総合科学技術・イノベーション会議（平成26年7月17日）
目標・評価指針案決定

総合科学技術・イノベーション会議 評価専門調査会
研究開発法人部会 構成員一覧

久間和生	総合科学技術・イノベーション会議	議員
原山優子	総合科学技術・イノベーション会議	議員
橋本和仁	総合科学技術・イノベーション会議	議員
天野玲子	評価専門調査会	専門委員
石田東生	評価専門調査会	専門委員
◎ 門永宗之助	評価専門調査会	専門委員
福井次矢	評価専門調査会	専門委員
伊地知寛博	成城大学社会イノベーション学部	教授
岡本義朗	新日本有限責任監査法人	エグゼクティブディレクター
栗原和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構	教授
角南篤	政策研究大学院大学	教授
野間口有	三菱電機	相談役
広崎膨太郎	日本電気	特別顧問
室伏きみ子	お茶の水大学ヒューマンウェルフェアサイエンス 研究教育寄附研究部門	教授

◎：座長

総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会 委員一覧

◎ 久間和生	総合科学技術・イノベーション会議	議員
原山優子	総合科学技術・イノベーション会議	議員
小谷元子	総合科学技術・イノベーション会議	議員
橋本和仁	総合科学技術・イノベーション会議	議員
平野俊夫	総合科学技術・イノベーション会議	議員
相澤彰子	国立情報学研究所コンテンツ科学研究系	教授
天野玲子	鹿島建設知的財産部	専任役
石田東生	筑波大学システム情報系社会工学域	教授
射場英紀	トヨタ自動車株式会社電池研究部	部長
上野裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	上席研究員
長我部信行	日立製作所中央研究所	所長
門永宗之助	Intrinsics	代表
河合誠之	東京工業大学大学院理工学研究科	教授
北村隆行	京都大学大学院工学研究科	教授
齋藤修	千葉大学大学院園芸学研究科	教授
白井俊明	横河電機	フェロー
竹中章二	東芝コミュニティ・ソリューション社	執行役常務待遇首席技監
玉起美恵子	アステラス製薬	研究本部研究統括部課長
西島正弘	昭和薬科大学	学長
福井次矢	聖路加国際病院	院長 京都大学名誉教授
藤垣裕子	東京大学大学院総合文化研究科	教授
松岡厚子	(独)医薬品医療機器総合機構規格基準部	テクニカルエキスパート
松橋隆治	東京大学大学院工学系研究科	教授
安浦寛人	九州大学	理事・副学長

◎ : 会長

独立行政法人改革等に関する基本的な方針

【平成 25 年 12 月 24 日閣議決定】

(関係箇所抜粋)

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

- 研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理—評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある。
- こうした点に鑑み、研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。この際、「効率的かつ効果的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という研究開発型の法人の第一目的が達成できるようにすることが必要である。
- 具体的には、研究開発型の法人について、上記 2. から 4. までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。
 - ・ 独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。
 - ・ 研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。
 - ・ 研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関するものを追加するものとする。
 - ・ 研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。
 - ・ 研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。
 - ・ 中期目標期間を長期化し、最大 7 年とする。

○ また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。

- ・ 報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。
- ・ 法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- ・ 給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。
- ・ 目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとられない評価も可能であることを明示する。
- ・ 研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。
総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。
- ・ 上記のほか、2. から4. において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなっており、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

○ 研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組ん

でいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。

- 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。
- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。
別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。
- 別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。
 - ・ 研究開発の特性を踏まえた運用を行う。
 - ・ 主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。
 - ・ 主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとする必要がある。
 - ・ 総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
 - ・ 法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。
 - ・ 法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
 - ・ 法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (国立研究開発法人にかかる目標・評価関係(抜粋))

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価制度委員会(第十二条—第十二条の八)

第三節 設立(第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 通則(第二十七条—第二十八条の四)

第二節 中期目標管理法人(第二十九条—第三十五条の三)

第三節 国立研究開発法人(第三十五条の四—第三十五条の八)

第四節 行政執行法人(第三十五条の九—第三十五条の十二)

第四章 財務及び会計(第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 中期目標管理法人及び国立研究開発法人(第五十条の二—第五十条の十一)

第二節 行政執行法人(第五十一条—第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則(第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行すること

が求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

- 3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。
- 4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。
- 3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第二節 独立行政法人評価制度委員会

（設置）

第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる

- 一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。

- 二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。
 - 三 第三十五条第四項又は第三十五条の七第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。
 - 四 第三十五条の二（第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。
 - 五 独立行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。
 - 六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。
 - 七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

（資料の提出等の要求）

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 業務運営

第一節 通則

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を

確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 3 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の作成)

第二十八条の三 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業の特性を踏まえ、前条第一項の指針のうち、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成する。

(評価結果の取扱い等)

第二十八条の四 独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する

る計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標管理法の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（内閣総理大臣への意見具申）

第三十五条の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（違法行為等の是正等）

第三十五条の三 主務大臣は、中期目標管理法若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は中期目標管理法の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標管理法に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 国立研究開発法人

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
- 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分之一を超えてはならない。

（中長期計画）

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を

公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
 - 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績
- 2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。
 - 3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 4 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
 - 6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び

事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

- 7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中長期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 5 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

(業務運営に関する規定の準用)

第三十五条の八 第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「同項の中長期計

画」と、同条第二項中「、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」と、「中期計画について前条第一項」とあるのは「中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項」と、第三十五条の二中「前条第四項」とあるのは「第三十五条の七第五項」と読み替えるものとする。